

新宿区教育委員会会議録

平成25年第10回定例会

平成25年10月1日

新宿区教育委員会

平成25年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年10月1日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時20分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係長	伊 丹 昌 広	教 育 調 整 課 査	高 橋 美 香
		調 整 主	
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

## 議事日程

### 議 案

- 日程第1 第38号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第39号議案 教育財産の用途廃止について

### 報 告

- 1 平成25年度第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について  
(次長)
- 2 小学校学校選択制の各学校別状況一覧(平成26年度新入学者)及び平成26年度新入学区立小学校の抽選について(学校運営課長)
- 3 その他

---

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから平成25年新宿区教育委員会第10回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いします。

---

◎ 第38号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第39号議案 教育財産の用途廃止について

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第38号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」、  
「日程第2 第39号議案 教育財産の用途廃止について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、「第38号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。

議案概要をごらんください。改正内容ですが、新宿区奨学金貸付制度を申請する際の、奨学資金貸付申請書と奨学生推薦調書の様式の変更となっております。

議案をごらんください。議案の2枚目に、第1号様式の甲、奨学資金貸付申請書がございます。これは中学3年生用の申請書です。次に、議案の3枚目、第1号様式の乙がございます。これは高校在学学生、高校に在学している方も申請できますので、その方用の申請書になります。そして4枚目、第2号様式の甲、こちらが奨学生の申請書で、学校のほうで作成するものになります。甲が中学生用で、裏についております乙が高校在学学生用でございます。その次にありますのは、この推薦書の裏面ということで、これは中学生・高校生共通です。

1枚おめくりいただきまして、その次からが新旧対照表となっております。5枚めくっていただきまして、左側が第2号様式の甲で（改正案）、右に同じく第2号様式の甲の（現行）のページをごらんください。このたびの改正は、昨年度の奨学資金貸付の審査会におきまして、現行の推薦調書の中段にあります、行動の記録、縦書きになっておりますが、ここと、その下の特別活動の欄についてで、担任の先生の主観に基づくところが大きく、審査項目として適当か否かという御指摘があり、そこで議論をさせていただいた結果、当該項目に

かえて、より客観的な内容として、都立高校の入学選抜の際に作成する書類に記載される諸活動の記録を準用することが適当であるという結論を得ました。したがって、今回の改正はそれを反映したものでございまして、この改正案のとおりになります。

また、今回の改正に当たりまして、推薦調書のほかの項目、また、申請書の項目についても、実態に即したものにするために所要の見直しを行っておりまして、下線が引いてある部分が改正の箇所でございます。ただし、1つ大きな変更がございますので、その点についてだけ御説明をさせていただきます。

2枚戻っていただいて、第1号様式の乙というページがございます。左側がやはり改正案で、右側が今度は（裏）と書いてあるところですが、これは高校生用の申請書ですけれども、右ページの（裏）と書いてあるほうの中段のちょっと下に、小さい字ですが、[注意]という字が書いてある欄があります。ここから下の部分でございますが、これは規則の第3条に規定する、奨学生の決定基準の1に健康状態というのがあります。将来長く就学にたえる見込みがあることとすることを判断するために用いる項目で、養護教諭に健康診断の結果から転記をしてもらっております。ただし、次のページに現行の表裏がありますが、やはりその裏のところの右下、ここがございますように、医師が記入するような形式になってございます。しかし、先ほど申し上げましたように、実際には各校で養護教諭に健康診断の結果を記入したもので審査を行っておりますので、これを実態に即したものに変更を行います。

また、この旧の欄の一番下ですが、校長が確認をするということになっておりますが、確認の欄が推薦書と申請書の両方がございますが、申請書のほうは不要という判断をいたしまして、新しい改正案では削除をしております。

この規則の施行期日は、公布の日でございます。

提案理由は、新宿奨学資金貸付条例施行規則に定める様式について所要の改正を行うためでございます。

続きまして、「第39号議案 教育財産の用途廃止」について御説明をさせていただきます。

議案を1枚おめくりください。対象の土地は四谷小学校用地で、所在地番は新宿区四谷二丁目8番34の一部、地目が宅地、地籍が0.68平方メートルで、別紙の図面の1のAの赤塗り部分と、別紙図面2の点の区6、区7、区8、K. 5で囲まれたAの赤塗り部分ということでございます。

(2)の所在地番でございますけれども、同じく四谷二丁目6番の一部、地目がこちらは公立学校敷地、地籍が1.49で、別紙図面1のBのほうでございます、同じく赤塗り部分のB

と、別紙図面の2の点区3、区4、区5、区6、K. 5で囲まれた部分となっております。

用途廃止年月日及び区長への引き継ぎ年月日は平成25年11月1日でございます。用途廃止の理由ですが、学校敷地となっているが、現況は道路形状をしており、既に整備された区道の一部として隣接する特別区道と一体的に利用されていることから、財産上、道路への組み替え手続をとり、区道として管理することが適切であるというものでございます。

戻りまして、提案理由ですが、これは今の理由と同様でございます。道路形状を成しているところで、既に整備された道路の一部として、隣接区道と一体的に利用されている現状にある新宿区立四谷小学校敷地部分について、道路へ組み替えるためでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

第38号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 申請書の様式、この改正案の、今の甲乙両方同じだと思いますが、裏面の[注意]の部分ですけれども、「1 下記の事項については学校で記入する。2 下記の事項については、申請年度内に実施された学校医による定期健康診断の結果を記入する。」とありますが、この、まず学校で記入するという言い方が、誤解を招くかもしれないなという印象があります。全体として申請者本人あるいは親権者、連帯保証人がこれを記入するようになっているわけですが、学校で記入するといった場合に、誰が記入するのか。学校に提出して記入して返してもらうということでしょうか。この点の意味が若干曖昧かと思えます。学校というのは、恐らく申請者の在学になるのでしょうか、もしかすると別に説明書があるのかもしれないですけれども、少しわかりづらいというふうに思いました。

それから、この定期健康診断の結果ということですが、学校での定期健康診断を受けていないということが、全くないとは言い切れないと思いますが、そういうことが生じた場合にはどのようにするのでしょうか。

○教育調整課長 こちらは申請書ですので、[注意]の上の欄までは申請者が記入するところでございます。健康状態の部分だけが健康診断の結果を記入するということです。健康状態を把握するために、ほかの手段としては、御本人に健康診断を別途受診していただいて、それを添付するという方法もあると思いますが、そうなりますと費用がかかりますので、ここでは学校で受けていただいた健康診断の結果を記入するということで、従来も取り扱いをしていたところなんです。この欄を学校で記入するということで、具体的に養護教諭というように規定はしてございませんが、定期健康診断の結果ということでいけば、養護教諭に書いてい

ただくということ、学校に依頼するときに、別途説明書もつけて、そのような旨は御連絡をしているところです。

それから、健康診断につきましては、確かに現行の用紙ですと、保健所で受けた場合には保健所が証明するということになってはいますが、この様式が最初にできた時点での状況はわからないのですが、実際は、学校の健康診断を受けていない場合は、別途健康診断を受けていただいて、その結果を全て学校のほうに提出していただくということで、健康診断の記録については全て学校で把握していますので、このような様式を定めているものでございます。

○松尾委員 事情は了解しました。若干細かいことにはなるかと思いますが、その注意書きの部分で1番2番とあって、「下記の事項については」というのが1番と2番で2つ書いてありますが、両方とも下記の事項についてのことなので、1番2番と分けて書く必要もないような気がしますし、何か書くのであれば、もう少し書きようがあるのではという気がします。実際に書き込む側の立場に立って、わかりやすいようにしていただければと思います。

○教育調整課長 「下記の事項については」という部分が重複しておりますので、この辺は文言整理をさせていただきたいと思います。健康診断について、学校でしかるべき方が記入をしていただけるようなことがわかるような表現ということの御指摘だと思いますので。

○松尾委員 例えば学校記入欄と書くなど、もう少しわかりやすくできるかと思います。

○教育調整課長 わかりやすさということで、御提案の趣旨で、若干微調整をさせていただくということで、ここは一任させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○白井委員 改正案の裏面の、申請者、連帯保証人、親権者の関係についてお聞きします。右側の傍線で「申請者の印影と連帯保証人及び親権者の印影が同一の場合は無効」と書いてありますが、これはいわゆる印鑑のことでしょうか。人物的には、申請者は奨学金を受ける本人だと思いますが、連帯保証人と親権者は同一でもいいということですか。印鑑は別でないといけないということですが、まず誰を想定しているのかを御説明をお願いします。

○教育調整課長 申請者と連帯保証人、それから申請者と親権者の印影が同じではいけないという意味で書いてあります。連帯保証人と親権者は同一人物でも構いません。

○白井委員 印鑑も同じでも構わないということですね。

○教育調整課長 はい。

○白井委員 次の質問が、連帯保証人という場合には、本人が返済できなかった場合に返済しますという立場ですけれども、その資力調査のようなものは、申請のときにはどういう形で

チェックしているのでしょうか。

○**教育調整課長** 実際には、経済的にお困りの方についての奨学金ということで、御本人が学校を卒業されて、返していくことが前提になります。もちろん連帯保証人が責任を負うということですが、その資力調査というのは、実際には行っておりません。

○**白井委員** 例えば自己申告とかでも、現在年収がこれぐらいあるとか、そういうようなものも出していないということですか。

○**教育調整課長** 連帯保証人というところとは別に、表面の家族欄の一番下になりますけれども、家族の年収についてはここに記載をして、家族の課税証明書を添付してもらうこととなっており、その判断はさせていただいています。

○**白井委員** 家族の収入が少ないといった場合に、連帯保証人としてそれでも構わないというスタンスという理解ですか。

○**教育調整課長** はい、そのとおりです。

○**白井委員** 要するに何を言いたいかというと、ここにおける連帯保証人というのはそれほど意味がなくて、本人がまずきちんと返す、そういう信頼関係のもとに、区としてはお金を貸しているというようなことが、普通の貸し付けと違うというスタンスで、区としては学力の機会を与えている、そういう制度と理解してよろしいですか。

○**教育調整課長** むしろ収入が多いというよりは、一定の基準より少ない方をこの奨学資金で救っていくという趣旨でございますので、今おっしゃるとおりの趣旨で貸し付けております。

○**羽原委員** 奨学金制度全体のことで伺います。本日の配布資料ではないですが、奨学金の資料を見ますと、1つは、受けている方が少なく、申請も少ない。このことについては、1つは周知徹底されているのかという疑問があります。つまり、奨学金制度がどの程度知られているのか、広報の関係が不十分で少ないのか、あるいは豊かであるがために不要であるのか、その辺を伺います。

○**教育調整課長** まず区立の学校については、もちろん学校長宛てにこの奨学制度についてのお知らせを送っております。御相談があれば、この貸付制度も御紹介できるような体制にはなっているかと思っております。毎年、区立の学校から主に上がってきている状況ですので、そのように推測しております。また私立の学校についても、別途お知らせを送っております。また、広報でも掲載して周知しているところでございます。そのほかにもさまざまな奨学金がございますので、そのうちの1つという位置づけであることから、こちらで対応できないほどの人数ではないのかなというふうに思っているところでございます。



○羽原委員 若干の懸念は、学校宛てに通知を出したあと、その先の指導が徹底しているか、一般の保護者にそういう周知徹底がなされているかということです。十分伝わるような仕組みになっているかどうか、その運用の妙を得ているかどうか、そのことを、もし不十分ならさらに徹底するようにしていただきたいです。

それから、滞納金額がどうしてもふえてくると思いますが、その滞納の処理についての対策をどうするのか。つまり、この書類を見ても、奨学資金の返還その他のことについて責任を負うことを誓約する、これはごく当たり前のことですが、滞納されたものをどう回収するか、あるいはどう滞納しないようにするか、この工夫があれば教えていただきたい。それで、特にバブル期の奨学金希望者と、バブル崩壊後、つまり非常に苦しい状態になったと思うような時期も、数値的には希望者が減っている。つまり、先ほど指摘されたような、奨学資金というのは社会的な経済状況とリズムが合っていないということは御指摘のとおりで、その数字が示していると思うのですが、それはある意味で、希望する者とそれから滞納する者と、一種の甘えが出てくるような仕組みの運用があるのではないかと、そういう印象を持ちますが、いかがでしょうか。

○統括指導主事 1点目の学校での周知の部分について、以前区内の副校長として勤務しておりましたので、そのときの実態も含めてお話ししたいと思います。まず、奨学生の募集のお知らせについては、全生徒向けに配布をされております。また各中学校、どこでも進路説明会という機会を設定しております、そのとき配布する資料の中に、この奨学制度も含めて、貸し付けができる奨学金が幾つかありまして、そういったものをまとめてお知らせしています。各中学校ではこのように周知しているというのが現状だと思います。

○教育調整課長 現在、奨学金制度については国のほうでも、貸し付けがいいのか、給付がいいのかという点は議論がされていますけれども、あくまで貸し付けということで、返済が伴うということから、どなたでも借りるという制度ではないという点があります。また、滞納の部分ですが、現在、債権管理をしている中で、やはり非常に古いものがたまっているというのが現状です。大学に進学されたり、大学院に行かれたときは返済が猶予になります。そこを卒業したときから債務が発生して、そこから10年以内に返すという制度ですので、借りたというところの意識づけが非常に希薄になってしまうというような課題があります。私どもとしても問題意識として持っております、今はまず貸し付けが決まったときの説明会には、必ず親子で来ていただくということをしております。それから、昨年度末からですが、あと幾ら債務が残っているかということ全員にお知らせするような仕組みも取り入れて、

債権管理に努めているところで、昨年度は90%以上の、現年度については返済がありました。ただ、古いものが残っているというのは事実ですので、そこは引き続き努力が必要だと思っております。

○羽原委員 やはりこういう制度は、たくさん貸してきちんと返ってくるという仕組みであるべきと思います。必ずしも給付がいいとは思っていないのですが、貸した以上は返すという社会常識が生きるようにしなければ。その全体の運用という部分に、ぜひ御努力願いたい。この時期、苦しい割には九十数%の人が返すということは、返済の多くなかった時代はもう少し経済にゆとりがあった社会環境にあっても、返さなければならないというプレッシャーや義務感といったものが十分喚起できてこなかったのではないかなと思います。ただ、育英資金、育英会もそうですが、少しずつ改善されていますので、特に新宿区の場合はいい返済比率であるから、望ましいとは思いますが、なお一層努力する必要があります。これは税金からの資金であるということをぜひ考えて、教育を受けるチャンスを奪わないような貸し方を大いにやっていただきたい。このことを申し上げたいので、発言した次第です。

○教育調整課長 委員の御指摘のとおりだと思います。私どももその思いで取り組んでおりますし、やはり返ってきたお金でまた次の方につながるというところが、こういう制度にとっては大事な視点だと思いますので、そういうところもきちんと周知徹底できるように、引き続き努めてまいりたいと思います。

○羽原委員 よろしくをお願いします。

○白井委員 いただいた参考資料で、24年度の滞納の繰越分というのが大体2,400万という理解でよろしいでしょうか。こちらの回収方針、方法はどのような形で、連帯保証人にも通知を送付しているということでしょうか。

○教育調整課長 はい。督促状もまめに送っておりますし、連帯保証人についても督促をしております。

○次長 催告状を送るというのも1つありますが、一昨年、昨年あたりは、個別に各戸訪問いたしまして、催告の督促をしております。そういった効果も出ていると思います。あわせて、債権管理の部分につきましては全国的にかなり問題があるということで、一昨年も債権管理に関する検討会というのを設けまして、全庁的に債権回収をどのようにするかという検討をしております。その中で今回いろいろな方法を、先ほど調整課長が申しあげました方法を、教育委員会としては出したということで、その部分の着実な成果が上がってきているということですので、引き続きその辺は努力してまいりたいと思います。

○白井委員 お願いします。

○今野委員 今度の改正で、高等学校のほかに中等教育学校も入っています。これは一条学校ですから当然の改正だと思いますが、恐らくこの貸し出しの学校は一条学校に限るとというのが条例上の建前になっていると思いますが。この種の事業の場合、専修学校も対象にしてほしいというような声があるかと思うんですけども、高等専修学校に進学するという対象にして事業を認めてほしいというような要望や、特に論議になったようなことはないのでしょうか。

○教育調整課長 このところはそのような御要望等は来ておりません。

○松尾委員 もう1点細かいところで恐縮ですが、改正案の第1号様式の甲の裏面では申請者の「印影」となっておりますが、乙では申請者の「印」となっております。

○教育調整課長 申しわけございません。印影に訂正して、議決をお願いいたします。

○松尾委員 細かいことなので議決にはかかわらないと思いますが、第1号様式の甲の、在学校の「立」の位置が左により過ぎているので、記入しやすいように位置を調整していただきたいと思います。そのほかにも、少し記入欄の幅や高さなど、調整できる箇所があるかと思っておりますので、書きやすいように、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育調整課長 ありがとうございます。私どもも1回記入してみて、狭いとかいうところもよく見て、最終的に仕上げてまいりたいと思います。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第38号議案について、一部を修正する以外は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第38号議案はそのように決定いたしました。

次に、第39号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 別紙図面2の左上のところには区立四谷第一小学校となっておりますけれども、ここが四谷小学校と名称が変わったということですか。

○学校運営課長 御指摘のとおりでございます。

○菊池委員長 既に道路のように組み込まれているところを変更したということではよろしいかと思いますが、ほかに御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第39号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

---

- ◆ 報告 1 平成 25 年第 3 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
- ◆ 報告 2 小学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成 26 年度新入学者）及び平成 26 年度新入学区立小学校の抽選について
- ◆ 報告 3 その他

○菊池委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 及び報告 2 について一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いします。

○次長 平成 25 年第 3 回区議会定例会の代表質問と答弁要旨でございます。

まず、日本共産党新宿区議会議員団の沢田議員から、3 点御質問がございました。1 点が平和施策について、2 点目が生活保護と就学援助について、3 点目が特別支援教育についてとなっております。

とりわけ、3 点目の特別支援教育について、1 ページの一番下の部分をごらんください。特別支援教育（1）です。特別支援教育推進員の週 5 日派遣、あるいは専任教員を全校に最低 1 名配置するべき、また、特別区教育長会において、人的・財政的措置を要望すべきではないかというようなことです。2 ページにまいりまして、（2）では情緒障害と通級指導学級の増設ということで、東部地域にも設置すべきでないかという点、また（3）では、学校教員の専門性の向上と、各機関の連携について、（5）ではスクールカウンセラーと学校内の連携、（7）では、特別支援学級の介助員の処遇についてというところでございます。

下段が教育長答弁でございます。まず（1）、派遣日数については各学校一律ではなく、在籍する発達障害のある児童・生徒の実情に応じて、適切な日数を勘案して派遣している。当該児童・生徒の増加傾向に対応し、平成 27 年度までに 28 名に増員していく。また、専任の教員の全校配置については、人的・財政的措置を東京都の教育委員会に要望していくというようなところでございます。

次に（2）、区の東部地域における通級指導学級の設置については、区全体の拠点校の配置とあわせて検討していくとお答えしてございます。

次に（3）、夏季に行う全教職員を対象とした集中研修ということで、ここの中で指導方法、障害の特性に関する研修を行っていく。さらに、校内の特別支援教育の推進役を果たし

ている特別支援教育コーディネーターが、継続的に専門性の向上を図れるよう、特別支援教育研修会を実施しているというようなところです。

次に（５）、校内委員会では、必要に応じてスクールカウンセラーが関与できる体制をとっており、スクールカウンセラーは、特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対し、面談を通して気持ちに寄り添いながら適切な指導を行うなどの役割を担っているというようなところです。

また（７）特別支援学級の介助員についてですが、臨時職員の勤務可能な雇用期間や勤務時間などは、区の定めがあり、勤務形態には制約がある。今後はより効果的な支援ができるよう、勤務体制や配置方法等について検討していくというようなところでございます。

次に、民主・無所属クラブ、平間議員からは２点ございます。１点目が、オリンピック・パラリンピックの東京開催と産業振興等について。２点目が交通対策についてでございます。

とりわけ１点目の部分につきましては、有望な児童・生徒に対して、教育委員会においてどのような指導育成、支援ができるか、また、小中学校に、校外学習としてオリンピック・パラリンピックの競技を競技場で見せることは可能かどうかでございます。

教育長答弁でございますが、「また」以下、オリンピック候補者として選抜された子どもたちに対しては、練習等と学校生活とが両立できるよう支援を行っていくといったようなところ。また、新宿区の子どもたちがこの機会を享受できるよう、教育委員会としても関係各所に働きかけていくといったようなところがございます。

次に、５ページ、区民主権の会、えのき議員の質問でございます。１点が図書館について、もう１点が選挙についてでございます。

１の図書館については、（１）レファレンス事例活用の現状と、SNSを活用したレファレンスサービスの課題、またレファレンス事例の情報発信についての見解について。教育長答弁としては、SNSを活用したレファレンスサービスでは、インターネット上で双方向の情報交換を行うことになるため、個人情報の保護、情報セキュリティ、費用対効果の面で多くの課題があり、現時点での導入は困難と考えるといったようなところがございます。

次に、６ページ、自由民主党新宿区議会議員団でございます。下村議員の質問、行政データの利活用並びに外部提供と外部データの利活用についてでございます。学校における事件・事故対策全般のマニュアルなどの策定の有無と、その策定作業はどのように進められているか。また、そのマニュアルとこのたびの対策はどのように統合されているかということで、このたびの対策というのは、牛二中での事故、そして学校給食のアレルギーについてで

ございます。また、現在、多くの行政施策の現場で、「対策から、予防へ」と重心を移していくことが求められている、その見解についてでございます。

教育長答弁としては、平成23年4月に、新宿区立学校危機管理マニュアルを策定し、その年の9月に、震災を受けて改訂を行っているというようなところ。また、今回の事故についても適宜改訂をして反映していくというようなところをお答えしてございます。また、事故防止に向けてということで、「対策から、予防へ」と重心を移していくことは教育委員会としても重要な視点ととらえているということを前提といたしまして、予防対策は常に見直しや改善が必要であると考えており、その際には区以外の資料における事例、データの取り扱い方や構成等について参考にしていくといったようなお答えをしてございます。

次に、7ページ、新宿区議会公明党、中村議員でございます。中村議員につきましては2点ございまして、1点が食物アレルギー対策の充実について、もう1点が学校施設の防災機能の強化ということでございます。

とりわけ2の、学校施設の防災機能の強化につきましては、本年8月に文部科学省から「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」が通知され、新宿区の区立小中学校の中で対象とされた屋内運動場等の吊り天井は、何カ所あり、それぞれの落下防止策はどのように考えているのか。また、屋内運動場等の照明器具やバスケットゴール等についての整備計画について問われてございます。

教育長答弁は8ページをごらんください。吊り天井は区内に3校、4カ所あり、そのうち富久小学校の屋内運動場については、平成26年度の当初から天井撤去工事を行い、残りの西早稲田中学校の屋内運動場と武道場、新宿中学校のエントランスについては、平成26年度夏季休業中に改修工事を行う予定であるといったようなところ。また、照明器具については、振れ止めワイヤーにて補強、落下防止対策を行う。バスケットゴールについては、ボルトの締め直しあるいは劣化の見られる箇所を交換。また、窓ガラスについては、飛散防止フィルムを貼る。これらの補強による改修工事を平成26年度から順次実施する予定であるとお答えしてございます。

次に、新宿区議会花マルクラブ、なす議員でございます。1点が教育委員の選定と新宿の教育について、2点目として、学校と地域との協力関係について、3点目として、新宿の教育と教育委員会の改革についてでございます。

まず1点目の、9ページの1、教育委員の選定と新宿の教育については区長に質問されておりますが、参考までにここに掲載してございます。(1)で、教育委員の選定はどのよう

な基準、思いで教育委員候補を選定しているか。また、教育委員選定審議会のような機関をつくるのはいかがかというようなところ。また、平成20年の定例会でということで、教育委員を、条例を改正して5人から6人にしたが、その目的、狙い、あるいは運営実態はどのようになっているかというようなところでございます。

まず1点目の部分につきましては（１）、9ページの区長答弁です。教育委員の選定に当たっては、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し、幅広い経験や専門性を有するとともに、新宿区の教育に熱い情熱を傾けていただける方を候補者として、議会の同意を得て任命しているため、委員選定のための機関の設置は考えていないというところでございます。

また（３）では、平成20年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員のうちに「保護者である者」を含めることが義務づけられ、これを受けての条例改正であるということで、最終的には教育委員会がより一層活性化していると認識しているという部分で締めてございます。

次に、11ページ、新宿の教育と教育委員会の改革についてということで、まず1点が（２）でございます。区長は「区長と話そうしんじゅくトーク」などがあるということ的前提といたしまして、区民の質問に直接教育委員が答える場を持つべきではないかというようなところと、意見交換の場でございます。

また（５）のところでは、新宿区議会の常任委員会に教育長以外の教育委員が出席することとはなかった。交代制でもいいと思うので、傍聴してはどうかというようなところでは。

この答弁につきましては、12ページ（２）、区民との意見交換の場ということでは、毎年1回、教育委員と保護者代表との懇談会、あるいは中学校生徒会役員との交流会があり、今後も区民に対する説明責任を果たすとともに、保護者と地域、教育委員会とで、ともによりよい学校づくりができるような取り組みを進めるといったようなところでございます。

そして、12ページの（５）、区議会の議案及び常任委員会での報告事項については、事前に教育委員会の議案や報告事項として審議を行っており、また、区議会の本会議での質疑は、その都度、直近の教育委員会定例会において報告するなどして、審議内容の共有化を図っている。なお、教育委員が常任委員会を傍聴することについては、個々の委員の意思によるものと考えていると、お答えしてございます。

次に、社会新宿区議会議員団の、かわの議員でございます。新中央図書館の建設と旧戸山中学校の活用についてということでございます。

13ページの（１）では新中央図書館を早期に建設すべきというようなところ。また（２）

では、現在早稲田大学の西早稲田のプレハブ校舎が建っている。それを前提といたしまして、その後の合築計画がどうなっているかというようなところを聞かれてございます。

まず、1点目は区長答弁となっております。（1）、平成22年11月に「新中央図書館等基本計画」を策定した。平成23年5月の新宿区の緊急震災対策により、耐震補強をしても機能を果たすことが困難である中央図書館を旧戸山中へ仮移転するとともに、新中央図書館等の建設スケジュールについては改めて判断することとしたということでございます。当面は、将来の新中央図書館の構想を持ちながら、中央図書館・こども図書館を訪れる方々に満足していただけるよう、全力で運営していくこととしている。新中央図書館等の建設については、着実に検討を重ね、財政状況を踏まえて判断していくというようなところでございます。

また、（2）合築についての早稲田との協議でございますが、この部分については、具体的にはまだ協議に入っておらず、今後協議を進めていくというようなところでございます。

雑駁ではございますが、御説明は以上です。

○**学校運営課長** それでは、小学校学校選択制度の各学校別一覧及び平成26年度新入学区立小学校の抽選について御報告いたします。

平成26年度新入学に当たっての小学校の選択状況についてでございます。平成25年9月末現在、昨日現在でございますが、新宿区内の新入学生は、表面のA欄の一番下ですが、1,697名、そして選択希望者がB欄の一番下ですが、301名でございます。選択希望者の割合は17.7%ございまして、過去最も低い割合となっております。ちなみに昨年度は20.7%、平成24年度は25.8%、平成23年度は26.4%ということでございます。このことにつきましては、通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持することといたしました、新宿区立小中学校の通学区域学校選択制度適正希望及び適正配置の基本方針、昨年3月に策定されましたが、その効果のあらわれであるというふうに考えてございます。

続きまして、抽選について説明をさせていただきます。

裏面をごらんください。抽選基準は、今後、通学区域内に転入生が入学しても、転入可能数を上回らないと考えられる児童数といたしまして、昨年同様に62名としてございます。基本的に受け入れ可能数は、各学校2クラス募集でございますので、35人学級というところから70ではありますが、年度末年始の転入者のことを考慮いたしまして、余裕を持った62としてございます。これは、繰り返しになりますけれども、現時点での予断を持たずに、学区内の児童を全て受けられることを前提として、抽選基準数を上回る学校は一律抽選校としてございます。抽選校は、表面のD欄の数が62を上回る学校で、かつ選択できない学校として指



定した市谷と四谷と落合第一を除く学校になりまして、具体的にはその表にもございますように、津久戸、愛日、早稲田、牛込仲之、余丁町、四谷第六、戸山、戸塚第一、落合第三、落合第四、柏木及び西戸山の12校に、新たに抽選校となった学校として淀橋第四小学校が1校ございまして、合計で13校ということになります。淀橋第四小学校につきましては、区内の児童数が増加したことが主な原因というように考えてございます。その他の学校につきましては昨年と同様に抽選校になってございまして、全体的な区内児童数の増加とあわせまして、他校からの希望が多いという傾向が続いているものというふうに考えてございます。

この2枚目の見方でございますが、津久戸小学校と愛日小学校の例で説明をいたしますと、選択結果が津久戸小学校ですと71ということございまして、この71の内訳が右側のCとDの欄が内訳でございまして、区内選択者数及び兄弟関係と、それから抽選対象者という形になってございます。この中でC欄の、津久戸小学校は60でございますので、60が抽選基準の62より少ないということございまして、引き算をいたしまして、右側に当選枠が2という形で出てまいります。あとは11から2を引きまして、9が補欠ということございまして。

同様に愛日小学校でございまして、選択結果で80名が選択をしている、それに対して抽選基準数は62でございます。80の内訳は68と12に分かれてございまして、この愛日小学校の場合でございますと、62のほうが68より少なくなりますので、当選する方はいないということでゼロ。基本的に68から80を引いた12名というのは全て補欠ということになります。こういった見方をしていただければよいと思います。

今後の予定としては、10月10日に抽選を実施し、その結果を10月16日に発送する予定でございます。なお、補欠の繰り上げにつきましては、1月30日に実施する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告1について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○松尾委員 資料の4ページ下の、交通対策についての教育長答弁ですが、「警察署の協力を得て、交通安全教室を行い」という記載と、下から3行目に「自転車教室に」という記載がありますが、これは、学校で警察に来ていただいて実施しているものと、PTAで実施している自転車教室とで、私が知る限り2種類あるのですが、少し詳しく説明いただけますか。

○統括指導主事 ここに書かせていただいたのは、学校主催のものと、それからPTA主催のものと、あわせて回答させていただきました。保護者の方に少しでも多く学校に足を運んでいただいて、子どもと一緒に学ぶ機会を提供したいという、そういった趣旨で回答させてい

ただきました。

○**松尾委員** 1行目にある交通安全教室というのは両方を意味すると理解してよろしいですか。それから、下のほうに自転車教室というのがありますが、これはPTAが主催するものということでしょうか。警察の方に来ていただく、学校で主催するもの場合には、実際に自転車の乗り方やマナーの指導をやっているわけではないと思いますが、実際に実地で指導するのはPTAがやっている自転車教室で、それは全員参加ではなくて、希望者が参加するものになっていると思います。

○**統括指導主事** 小学校では各学校で、大体3年生において、自転車教室というものをやっており、自転車の乗り方をマスターして、自転車免許証なるものが交付されるような内容です。

○**松尾委員** それは3年生だけで、3年生は全員対象ということですね。

○**統括指導主事** 全員対象で、家から自転車を持ってこられる児童は持ってくるという形でやっているところが結構あります。

○**松尾委員** この答弁での「学校では、みどり土木部との連携のもと、警察署の協力を得て、交通安全教室を行い」と言っているのは、どれに該当するのでしょうか。

○**教育指導課長** 実態としては、交通安全教室について調査をすると、学校主催で教育課程上に位置づけられたのものと、PTA主催のものが、各学校まちまちで、さまざまございます。小学校の実態を見ますと、交通安全教室という名称で自転車について行っているものが、PTA主催のものが5校程度で、それ以外は学校主催で行っている、そのようなイメージです。また、それ以外にも、自転車教室と称してPTAが主催で行っているという学校もあり、学校によってさまざまですが、趣旨はおおむね違わないため記載したものです。後半の部分については、自転車を中心とした質問でしたので、そこを少し強調して書いたというものです。

○**菊池委員長** 関連して、自転車については日ごろ疑問に思っていることがあるのですが、自転車に乗って加害者になった場合、これは車と同じで100%加害者であって、今、お年寄りなどが自転車の事故に巻き込まれることが非常に多くて、当て逃げなど社会問題になっておりますが、お子さんたちが自転車を運転して事故を起こした場合に、自転車を買うときに保険がついているものがほとんどらしいですが、保険に入っていないものが結構あると。その場合にどのように責任を取っていくかということは、学校で指導をしているのでしょうか。

○**教育指導課長** 自転車については、法的には道交法が改正されて、保護者に対する責務といったものが大分明確になってきている。また、東京都のほうで、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が今年度の7月1日に施行されていまして、そこで保護者に対してさま

ざまな約束事、責務について定めています。例えば、小学生についてはヘルメットをかぶりなさい、かぶるように保護者として勧めなければいけないですとか。また、保険に関しても、自転車事故に備えて保険に加入しましょうということで、個人賠償責任保険と傷害保険、それらを紹介したリーフレットを全保護者に配布をしております、加害者側としての意識についても、現在取り組みが行われているところです。

○菊池委員長 それをこの交通安全教室、自転車教室で行っているという認識でよろしいですね。非常に重大な問題であると日ごろ思っておりましたので、ありがとうございます。

○羽原委員 先ほど、たまには常任委員会を傍聴してはという趣旨がありましたが、開催日を教えてください、時間があれば何うこともできると思います。

○教育調整課長 基本的には毎月第2水曜日に開催ですが、変更のこともございますので、今後は教育委員会の月間行事予定表に記載をしたいと思います。

○菊池委員長 ほかに、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、報告1の質疑は終了いたします。

次に報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○今野委員 報告2の最初の、表面の表ですが、例えば11番の四谷小学校ですか、受け入れ可能人数よりも、もともとの通学区域内の児童数が多いので、選択は希望させないとなっておりますが、他校に出ようとする人も入れても92名いるということは、クラスとしては3クラス設定されることになるかと思うのですが、そうすると、3クラスにした場合、選択で受け入れられる幅も少し出てくるのではないのかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

2点目は、各学校とも受け入れ可能数は70とありますが、実際に後から転入学等があるかもしれないので余裕を見て62の基準をつくり、その範囲とするということで、合理的だと思うのですが、実際には、計画基準どおりに、あとから入ってくるような児童がいる実績がいつもあるのでしょうか。せっかく選択制をつくっているのであれば、可能な限り受け入れる工夫ができないかなという観点から、お尋ねをしました。

○学校運営課長 1点目でございますが、四谷小につきましては、基本的に教室数が、全学年を3クラスということにしますと18が必要になるわけですが、今のところ15しか教室がございません。したがって、現在のところは、3クラスで募集するという前提には、抽選の段階では立っていないということでございます。

また、例年の傾向でございますが、四谷小については例年、D欄の人数が100あるいは90、多いときには120名となっておりますが、そこが、例えば21年ですと92名であったのが最終

的には78名になっています。また、107のときが90、120のときも71、去年も、100名であったのが、4月には73名になったということです。国私立などに入学される方が非常に多い地域でございまして、この傾向は今後も続くというふうに考えてございます。そういった意味も含めまして、もし結果的に、去年の落合第一小学校のように、ことしの4月の時点で90名というようになれば3クラスにするわけでございますが、現時点では恐らく2クラスとなるのではないかとこのように考えてございます。

2点目につきましては、例年の転入者数といった部分については、各学校動きはございますが、数名程度は転入者がございます。必ずこの学校はこうだというふうにはなかなか申し上げられませんし、年によっても違うという部分もございますが、1つの基準として62というものを設けさせていただいたというところでございます。

○羽原委員 少し思い出したのは、学校区の問題に触れるのかどうか、現状などを、一度協議会などで御説明いただければと思います。未調整かもしれないので、今すぐは結構です。

○松尾委員 これに関連して、報告の内容そのものではないのですが、この学校案内を見ますと、学校別案内というのがあって、各小学校について所在地と、学級数と、そのほか特色ある教育活動等について説明があるのですが、学校名の横に、平成26年度受け入れ可能数ということで、先ほどの報告と関連する内容が記載されておりますが、選択できない学校の部分が、その学級数、児童数というところが線で書かれていて何も記載がないわけです。例えば20番の落合第一小学校ですと、平成26年度受け入れ可能数とあって、学級数、児童数が横線ということで、記載がないわけです。これは選択できない学校に指定されているからなわけですけれども、ところがこの学校案内を見ますとその説明が見当たらないので、記載の説明をする8ページのところに、学校別案内に記載しました学級数、児童数、教職員等の数は、平成25年5月1日現在の数値で作成しています、受け入れ可能数については現行の学級編制基準云々と、こう説明があります。それから、選択できない学校というものについては、4ページの(5)のところに、選択希望できない学校を毎年指定します、平成26年は市谷小学校、四谷小学校及び落合第一小学校という記載があります。

関連する記載は、私が見たところでは以上ですけれども、そういう記載ではわかりづらいのではと思います。つまり、各学校の右側にある受け入れ可能数と書いてあって、学級数、児童数のところが横線で記載されているものについて、それが何を意味するのかということが、この案内を見ただけでは非常にわかりづらいので、少し来年に向けて、凡例の読み方がわかるように改訂していただければというふうに思いました。

○学校運営課長 今、委員から貴重な御指摘をいただきました。確かにこの部分だけを見た場合は、意味が非常にわかりづらくなってございますので、そういったわかりづらさを解決する表記を来年度については工夫して、よりわかりやすい学校案内にしていきたいと思っております。

○菊池委員長 よろしく申し上げます。

ほかにごございますか。

特にないようでしたら、報告2の質疑は終了いたします。

次に、本日の日程で、「報告3 その他」となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にごございません。

○菊池委員長 報告事項は以上で終了いたします。

---

◎ 閉 会

○菊池委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

---

午後 3時20分閉会